

吹田市障がい者差別解消支援専門部会設置要領

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会について、吹田市地域自立支援協議会設置要領第9条の規定により「吹田市障がい者差別解消支援専門部会」（以下「専門部会」という。）として設置し、その運営について必要な事項を定める。

(専門部会で取扱う事項)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等との情報共有を図り、意見交換及び連絡調整等を行う場とする。

- (1) 複数の関係機関等によって防止又は解決を図るべき紛争事例
- (2) 関係機関等が対応した相談事例
- (3) 障がい者差別に関する相談体制
- (4) 障がい者差別の解消に資する取組
- (5) 障がい特性の理解に資する研修及び啓発

2 前項各号に掲げるもののほか、専門部会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 専門部会は、次に掲げる機関により委員を構成し、事務局が選任する。

- (1) 障がい当事者又はその家族
- (2) 教育関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉相談・雇用の関係者
- (5) 事業者
- (6) 法曹関係者
- (7) 公共的団体
- (8) 行政機関

2 専門部会は、議題に応じて一部の機関で委員を構成することができる。また、事務局が必要と認めたときは、上記以外の者に専門部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員)

第4条 委員の選任期間は2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員に、会長及び副会長1名を置き、事務局が選任する。

- 2 会長及び副会長の選任期間は、委員の任期期間とする。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営及び事務局)

第6条 専門部会の運営及び事務局は、福祉部障がい福祉室において実施する。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、福祉部障がい福祉室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。